

住宅政策本部「女性活躍モデル工事（土木工事）」試行実施要領

1 目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正品確法という。）」では、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保が発注者の責務として規定されている。この改正品確法に基づき、住宅政策本部では女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備の推進を目的として「女性活躍モデル工事」を試行する。

本要領は、「女性活躍モデル工事」（以下、「試行工事」という。）の業務の流れ及び留意事項を定めたものである。

2 女性活躍モデル工事の概要

（１）発注者指定型の試行対象工事の明示

発注者は、発注者指定型により試行工事を実施する場合には、当該工事が試行工事である旨を特記仕様書、起工書及び案件公表時に明示する。

（２）受注者希望型の場合

（１）以外の工事で、現場着手日より前に受注者から本実施要領に定める取り組みを実施したいとの協議があり、受注者が取り組みを実施した場合は、設計変更及び工事成績評定における扱いも発注者指定型による試行工事と同様とする。

（３）女性技術者担当作業の確認

受注者は、監理技術者、現場代理人または担当技術者のいずれかに、女性技術者を配置し、従事させる。

ここで、監理技術者及び現場代理人は工事請負契約書第 9 条で定める者とする。また、担当技術者は当該工事現場に常駐し、工事の施工計画、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理や当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う者とする。

（４）女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備

女性技術者が現場で活躍するために必要な環境を整備するために、以下の取り組みを実施する。

- ①女性専用の休憩（更衣）室の設置
- ②女性専用の快適トイレの設置^{※1}
- ③女性技術者活躍の PR^{※2}

※1 快適トイレの標準仕様等については、国土交通省大臣官房技術調査課、平成 28 年 8 月 4 日付、「建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様決定」報道発表資料「快適トイレイメージ」等を参考とする。

【参考 国土交通省 URL】

<https://www.mlit.go.jp/common/001140808.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001358661.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001372731.pdf>

※2 工業系女子学生を対象とした現場見学会の開催、業界団体を通じた女性活躍モデル工事の事例紹介などによるPR

(5) 工事成績評定における加点評価及び減点評価

「女性技術者を全期間配置した場合」及び「優良な広報活動を行った場合」には、工事成績評定で加点対象とし評価する。また、「女性技術者を当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分以上の日数を配置しなかった場合」及び「女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備を行わなかった場合」には、工事成績評定を減点する。

(6) 対象工事

土木工事及び土木設備工事

3 業務の流れ

(1) 発注時

1) 発注者は発注者指定型により試行工事を実施する場合は、特記仕様書、起工書及び案件公表時に下記のとおり記載する。

【特記仕様書】

・特記仕様書作成要領による。

【起工書】

・起工書の「その他」に、『本工事は「女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』を記載する。

【案件公表時】

・発注予定表の「発注予定備考欄」に『本工事は「女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』を記載する。

・本実施要領を「配布資料等」に添付する。

2) 発注者は「2(4)女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」の①及び③に要する費用を現場環境改善費(率)により計上する。②は当初設計では金額を計上せず、変更契約時に計上する。

3) 入札参加者は、配置予定技術者(監理技術者、現場代理人または担当技術者)に女性技術者が配置されていることを確認する。

(2) 契約後

1) 女性技術者の配置

受注者は監理技術者、現場代理人または担当技術者のいずれかに女性技術者を配置する。

女性技術者を現場代理人または担当技術者として配置する場合は、当初契約工期(土日、祝日を含まない日数)の半分以上の日数を配置する。なお、受注者と女性技術者に

は、3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

受注者は女性技術者を担当技術者として配置する場合には、工事契約後すみやかに別紙1により女性技術者の配置について通知する。なお、女性技術者を監理技術者または現場代理人として配置する場合は、「現場代理人及び主任技術者等通知書」で確認できるため、別紙1の提出は不要とする。

2) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備

受注者は、契約締結後、現場着手前までに女性技術者の担当作業について、実施計画書を取りまとめ、監督員と協議し内容の承諾を得たうえで次の環境整備を行う。

①女性専用の休憩（更衣）室の設置

②女性専用の快適トイレの設置※¹

③女性技術者活躍のPR※²

※1、※2 前述のとおり

3) 設計変更

発注者は「2（3）女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」の②に要する費用を特記仕様書に基づき、変更契約時に計上する。

なお、試行工事の場合でも、快適トイレの設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとし、設置・運搬に要する費用等の計上方法についても快適トイレと同様とする。

(3) 完了後

受注者は、工事完了時に女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備の実施写真を提出する。

4 留意事項

(1) 配置された女性技術者の途中交代は以下のとおりとする。

女性技術者の途中交代を行う場合は、現場内に監理技術者、現場代理人または担当技術者のいずれかに女性技術者が1名以上配置された状態が維持されるように、後任の技術者を選定すること。

ただし、監理技術者の交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等真にやむを得ない場合にのみ認めるものとする。

(2) 工事成績評定での加点評価、減点評価は以下のとおりとする。

①女性技術者を全期間配置した場合は、「創意工夫と熱意」の「8現場や施工の管理に対する熱意」の項目で加点対象として評価する。

②優良な広報活動を行った場合は、「社会貢献」の「6「東京都魅力ある建設事業推進協議会（CCI東京）」の理念に基づき、建設事業のイメージアップに関わる事業を計画し実施した。」の項目で加点対象（1点）として評価する。

③女性技術者を当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分以上の日数配置しなかった場合は、「法令順守等」の「監理技術者等が正当な理由なく変更された」の項目で減点（3点）する。

- ④「2（4）女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」に示す①～③の環境整備を行わなかった場合は、「法令順守等」の「監督員の承諾なく、施工計画と異なる施工を行った」の項目で減点（3点）する。
- （3）受注者は試行工事の検証を行うため、発注者が行うアンケート調査に協力しなければならない。

附 則（令和元年6月20日付31住経技 第64号）

この要領は、令和元年7月1日起工（決定日）案件から適用する。

附 則（令和5年11月7日付5住住技第316号）

この要領は、令和元年11月10日起工（決定日）案件から適用する。

統一16

記載例

文書番号
(工事番号)

課長

課長代理

担当者

〔請求・通知〕
〔報告・協議〕

書

令和 年 月 日

〇〇建設事務所長
〇〇 〇〇 殿住所
受注者

氏名

印

〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名〕

下記工事について特記仕様書の第 条 項により

〔請求・通知〕
〔報告・協議〕

します。

文書番号
(契約番号)

工 事 件 名

工 事 場 所

契 約 金 額

¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

契 約 年 月 日

令和 年 月 日

工 期

〔請求・通知〕
〔報告・協議〕

内容

女性技術者を下記のとおり配置しますので別紙経歴書を通知します。

技術者氏名 (ふりがな)	技術者分類	配置予定期間
住宅 花子 (じゅうたくはなこ)	担当技術者	令和5年〇月〇日～平成31年〇月〇日

監理業務受託者

事務所名

担当者名

印

経 歴 書 (記載例)

住 所 東京都〇〇区〇〇町一丁目〇 - 〇

氏 名 ふり がな 住宅 じゅうたく はなこ 花子

生年月日 平成〇〇年〇月〇日

学 歴

平成〇〇年〇月〇日 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業

職 歴

平成〇〇年〇月 〇〇建設株式会社 入社

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日 〇〇街路築造工事 東京都〇〇局 舗装・担当技術者

令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 〇〇造園工事 東京都〇〇局 造園・担当技術者